

安全保障理事会決議 2438 (2018)

2018年10月11日、安全保障理事会第8371回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンにおける状況に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、並びにとりわけ、諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015)、2251 (2015)、2287 (2016)、2318 (2016)、2156 (2014)、2352 (2017)、2386 (2017)、2412 (2018) および 2416 (2018) 並びに議長諸声明 S/PRST/2012/19 および S/PRST/2013/14、並びに 2012年6月18日、2012年9月21日、2012年9月28日、2013年5月6日、2013年6月14日、2014年2月14日、2014年3月17日、2014年12月11日、および 2015年11月27日の安保理報道諸声明を想起し、

合同国境検証監視メカニズム (JBVMM) の実施に向けて為された進展を歓迎し、それと同時に決議 2386 (2017) の第9項と決議 2412 (2018) に定められた措置が、まったく達成されていないことに留意し、そして当事者に対し、遅滞なく、これらの措置を履行することを求め、

安全保障理事会決議 2046 (2012) および 2012年4月24日のアフリカ連合平和安全保障理事会行程表、2017年10月31日の合同政治安全保障メカニズム (JPSM) コミュニケ、並びに 2018年9月24日の JPSM の決定に従って、JBVMM を完全に履行するスーダン政府と南スーダン政府の必要性を強調し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) と国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) により当事者に対して提供された継続的援助を称賛し、

2018年8月20日事務総長報告書 (S/2018/778) に留意し、

アビエイにおけるまたスーダンと南スーダンの間の国境に沿った現在の状況は、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成することを認識し、

1. 決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項に定められた UNISFA の職務権限の修正を 2019 年 4 月 15 日まで延長することを決定し、そしてこのことは、当事者が、第 3 項に記述された具体的措置を講じない場合、そのような最後の延長となるものとするを更に決定する。

2. 2018 年 11 月 15 日まで 4,500 名の UNISFA の承認された部隊上限を維持することを決定し、そして第 1 項と 3 項に従って、安保理が決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項に定められた職務権限の修正を延長することを決定しない限り、2019 年 4 月 15 日現在で、承認された部隊上限は、541 名まで減らすものとするを更に決定する。

3. 両当事者が、国境画定、具体的には以下について、ある程度の進展をまた示すべきことを決定する。

(1) UNISFA と JBVMM のパトロール：確立している許可を維持しまた安全非武装国境地帯 (SDBZ) 内の着陸を含む、あらゆる UNISFA の空のまた地上のパトロールのための完全な移動の自由を実現する。そして要請が行われてから遅くとも 72 時間以内に、要請された出撃に対する 100 パーセントの承認を維持する。

(2) JBVMM チーム集結地：アブ・クッサ/ウンカー・チーム集結地を設立し、そして As Sumayah/Wierayan およびサファーハ・キール・アデムのチーム集結地の場所に関する協定を完成させる。

(3) 14 マイル地区のアド・ホック委員会と調整して、ハイレベル・チームを設立し、ゴク・マチャルから SDBZ への UNISFA による地上移動および達成条件 2 に従った JBVMM チーム集結地の設立を可能にする共同体の鋭敏化に着手する南スーダン政府

(4) SDBZ からの完全撤退のために JBVMM に対してまた、両当事者に対して明解な指針を提供する JPSM の少なくとも 2 回の会合の職務権限期間中の招集。

(5) 国境を越えた回廊：UNISFA と共に、10 の検問所の機能と国境を越えた自由な移動を検証するための期限を策定しそして実施し始める。

(6) 税関と移住：各国は、スーダンと南スーダンとの間の4つのフェーズ1の国境検問所のうち少なくとも、2つに税関と移民の事務所を設立する。

(7) 2019年3月15日以前にそれぞれの会合の一つが行われる、合同国境委員会と合同画定委員会の少なくとも2つの会合を開催し、合同国境委員会に対する合同画定委員会の報告書を完成させ、2018年3月5日のJPSM決定に従って、国境の合意された地区の国境画定を議論し、そして署名された協定の枠組の範囲内で紛争地区に関する交渉を含めて、国境画定議論を再開する。

4. 事務総長に対し、遅くとも2019年3月15日までに、書面により、第3項に従って講じられた何らかの措置を実施することにおける進展について安保理に知らせることを要請する。

5. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。